

公園等建設工事(大宮スーパー・ボールパーク基本計画検討業務委託)

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木設計業務共通仕様書に定めるもののほか、業務委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の業務委託に適用する。

- (1) 業務委託名 公園等建設工事
(大宮スーパー・ボールパーク基本計画検討業務委託)
- (2) 委託箇所 大宮公園/さいたま市大宮区高鼻町4丁目地内外

(業務委託の目的)

第3条 本業務は、令和4年3月に公表した「大宮スーパー・ボールパーク構想」(以下「構想」という。)を踏まえ、各競技施設の配置や公民連携事業手法等について調査・検討を行い、基本計画(エリア全体)案を策定することを目的とする。

(業務委託の内容)

第4条 以下の項目に関わる調査検討等を実施する。

(1) 計画準備

本業務に着手するにあたり、業務計画書を作成するとともに、監督員と協議のうえ現地踏査を行い、検討に必要な現地の状況等を把握するものとする。

(2) 与条件等の整理・把握

検討にあたっての与条件について、発注者より与えられた既往の検討資料、現地踏査結果等を参考に以下の事項を整理する。

- ①大宮公園周辺の交通量
- ②大宮公園内の各施設の利用者数
- ③大宮公園の各施設の配置等の敷地分析
- ④施設利用団体が求める大宮公園や競技施設に対するニーズ

(3) 各競技施設の規模設定及び整備内容並びに整備手順等の検討

(2) 与条件等の整理・把握の結果及び構想で示した整備パターンを踏まえ、各施設の整備規模及び整備内容並びに整備手順を検討し、「整備の方向性」のイメージに合った配置案を複数提示する。なお、各競技施設の検討条件は、発注者と協議の上進める。

(4) 「試合がある日もない日も楽しめる公園」とするための賑わいづくりの検討

上記コンセプトを実現するため、新規導入施設について、競技施設と一体となってビジョン達成に必要な新たな機能、必須施設、規模等の方針を検討する。

(5) 配置計画・動線計画・景観計画の検討

各競技施設等の配置計画、動線計画、景観計画について、基本的な考え方を検討・整理した上で各計画を検討する。

(6) 概算事業費の算定

各施設及び事業全体の概算事業費を算定する。

(7) 公民連携手法等事業スキーム（管理運営含む）及び事業スケジュールの検討

大宮スーパー・ボールパーク構想で例示した公民連携事業手法について、実現可能性や経済性等を比較検討し、複数案を提案する。また、あわせて、事業スケジュール案を作成する。

なお、公民連携事業手法の比較検討・提案にあたっては以下の検討を行い、その結果を踏まえるものとする。

- ①資金調達方法（国交付金等）
- ②ライフサイクルコスト分析（集客予測含む）
- ③費用対効果

(8) イメージパースの作成

上記検討結果を踏まえ以下の完成予想イメージパースを作成する。

- ①全体鳥観図及び各施設鳥観図
- ②各施設アイレベル
- ③賑わいイメージ
- ④検討エリア全体イメージ

(9) 関係者等協議・サウンディング支援

上記の検討を行うにあたり、適宜、関係者（地元市、競技施設に関連する専門家等）や民間事業者（10者程度）の意見を確認しながら進めることとし、協議、サウンディングでの助言、資料・議事録作成の支援を行う。

(10) 「大宮スーパー・ボールパーク基本計画素案」の作成

(1) から (9) の検討を基に、基本計画素案を作成する。

(11) 打ち合わせ協議

本業務における打合せは、初回1回、中間3回、成果品納入時1回の合計5回行う。

(12) 報告書作成

上記までの検討に係る報告書を作成する。

- ①基本計画案 : 一式 (A4 版キングファイル製本)
- ②基本計画概要版 : 一式
- ③イメージパース : 一式 (A3)
- ④バックデータ : 一式
- ⑤電子データ : 一式 (DVD-R)

(貸与資料)

第5条 以下の資料を業務の参考とすること。

- (1) 平成28年度「公園等建設工事(アンケート調査)」
- (2) 平成29年度「公園等建設工事(大宮公園グランドデザイン策定業務委託)」
- (3) 平成30年度「公園等建設工事(大宮公園グランドデザイン策定業務委託その2)」
- (4) 大宮公園グランドデザイン検討委員会報告書
- (5) 大宮スーパー・ボールパーク構想検討業務委託

(受注者の提案項目が履行されなかった場合の措置)

第6条 発注者の指示により実施しない提案事項を除き、別紙技術提案書にある事項はすべて履行の対象とする。また、提案された技術提案書にある内容を受注者の責めにより満たすことが出来ないと判断した場合は、不履行とみなす。

この場合、発注者は業務成績評定の減点(−5点)を行う。また、入札参加停止措置を行うことがある。なお、発注者の指示により実施しなかった場合はこの限りではない。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めない事項については監督員と協議する。